

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

曾於市長 五位塚 剛

市町村名 (市町村コード)	曾於市 (462174)
地域名 (地域内農業集落名)	北俣地区 (湯田,坂元,水ノ手,鳥越,町,十字一区,東馬場,城ノ口,西村,仏性院,十字,南,園田,中十字,閉山田,刈原田,下谷川内,下十字,正部,西十字,浦興禅寺,上平野,金丸,平野,水ノ久保,粟谷,上大峯,古井,下大峯,荒川内,日光,古井東,板越,古井一区,谷川内,城山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、耕作放棄地が増加しており、耕作放棄地にイノシシが住みつき飼料作物を植えても荒らされてしまい手が付けられない農地が増えている。それに加えて、小規模の田畑も多く大型機械が入らないため新規の担い手が入ってこないことも問題となっている。後継者不足も相まって増えていく耕作放棄地を地域で守るために今後話し合い活動を行っていきたい。

【地域の基礎的データ】

農業者:315人(うち50歳代以下25人)、認定農業者:65人、基本構想水準到達者:27人、農業法人:11法人、畜産農家:11戸

主な作物:水稻、飼料作物、露地野菜(甘藷、大根)、お茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手不足と高齢化による耕作放棄地の増加を防ぐために、基盤整備による大区画化による省力化及び集約化を進めていきたい。特に、後継者不足が顕著であるために、地域で後継者を育てていける体制づくりを作っていきたい。また、担い手にとっても魅力のある農業にするために、稼げる農作物を市やJA等と情報交換して作付けし、JA等へ卸すだけでなく、直売所などの直接お客さんへ届けられる仕組みづくり等にも挑戦したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	427 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	427 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考え、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・農道の整備(拡幅)を高松土地改良区を中心として話し合い活動を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--